

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第5号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、平成29年3月18日から適用する。

平成29年3月17日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

1. 1の表中

「

名 称	箇 所
横浜北トンネル (横浜市道高速横浜環状北線)	神奈川県横浜市港北区新羽町から神奈川県横浜市鶴見区岸谷一丁目まで

」

を追加する。

2. 別表第2の2 高圧ガスの要件のその他欄中2に「横浜北トンネル」を追加する